

島根県立松江農林高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立と、学校生活の充実を図る。
- (2) 生徒の自主性、自発性に基づいた活動を通して、生涯にわたって豊かなライフステージを実現するための能力を育成する。
- (3) 技術、競技力の向上はもとより、仲間と協力し、楽しむことも味わう。
- (4) 集団や、社会の一員としてより良い人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2. 本年度の部活動

(1) 設置部活動

剣道部、硬式野球部（男子）、サッカー部（男子）、柔道部、ソフトテニス部、卓球部、バスケットボール部（女子）、バドミントン部、バレーボール部（女子）、陸上競技部
演劇部、華道部、茶道部、JRC部、写真部、書道部、吹奏楽部、生活科学部、美術部、文芸部

(2) 活動時間・休養日等

- ①活動時間 学期中の平日：3時間程度 週休日等：4時間程度
長期休業中：4時間程度
- ②休養日 週当たり1日以上とする。
- ③その他 長期休業中は3日以上休養期間を設ける。
定期試験の1週間前からは原則として休養日とする。
総体等大会前の活動については時間延長を認める。

(3) 大会参加について

- ①高体連・高文連・高野連主催、共催、後援の大会
- ②その他の大会については校長が許可したもの

3. 部活動運営について

(1) 体罰の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ①生徒の健康管理の把握に努める。
- ②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- ③危機管理体制の徹底を図る。

(3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者の理解を得る。